

法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会（第8回）

（開催要領）

1. 日 時：平成30年3月29日（木）9:30～11:26
2. 場 所：中央合同庁舎8号館8階特別中会議室
3. 出席者：

大久保 幸世	創業手帳株式会社	代表取締役社長
大杉 謙一	中央大学法科大学院	教授
関 聡司	新経済連盟	事務局長
朽原 克彦	日本商工会議所	理事
根本 勝則	日本経済団体連合会	常務理事
原 英史	株式会社政策工房	代表取締役
宮内 宏	宮内・水町IT法律事務所	パートナー
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所	主席研究員

（議事次第）

1. 開会
2. 法人の銀行口座開設手続について
3. 検討会とりまとめ：「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」（案）
4. 閉会

（配布資料）

- 資料1：事務局提出資料（法人の銀行口座開設手続について）
資料2：法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて（案）

○川村日本経済再生総合事務局参事官 定刻になりましたので、ただいまから「法人設立
手続オンライン・ワンストップ化検討会」第8回を開催させていただきます。

本日も御多忙の中、御参集をいただきましてまことにありがとうございます。

早速ではありますが、議事に入らせていただきます。ここからの進行は大杉座長にお願い
したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大杉座長 おはようございます。これまで7回の検討会で議論を重ねてまいりましたが、
本日はこれを踏まえた成果を取りまとめるための会としたいと思います。

まず新規法人の銀行口座開設時の手続につきまして取り上げます。事務局より説明をお
願いいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 お手元の資料1をごらんください。「法人の銀行
口座開設にいて」というものでございます。

1 ページ、法人口座開設の手続の課題というところでございます。FATFの勧告など国際
的な要請やその他、金融犯罪対策の趣旨を大前提として、それを合理的・効率的に実施で
きないかというものでございます。

課題1から3までございまして、2、3を本日、御議論いただければと考えております。

3 ページ、課題2、新規設立法人の銀行口座開設でございます。こちら平成24年に法人
口座の利殖勧誘事犯への悪用防止というところで、審査の厳格化が要請されております。
翌25年に、この要請を受けて一部の金融機関において顧客の利便性に対する配慮を欠いた
対応があるということで、顧客の利便性にも配慮を求めるということが行われております。
このため、審査の厳格に関する全銀協の通達を画一的に運用している金融機関があるです
とか、そういったことがございまして、真に必要な取り組みを精査して、新たな文書を出
し直す必要があるのではないかとこのところを御提示させていただいたところでございま
して、これを受けまして4ページ目をごらんください。実態把握のためのアンケート調査
というものを御協力いただきまして実施いたしました。まず全銀協さんに御協力をいた
だきまして金融機関に対するアンケートというものでございます。こちらについては多くの
金融機関において平成24年の通達はいくまでも参考として考えており、口座開設の審査に
おいてはリスクベース・アプローチにより適切に対応して、一律に厳格な審査を行って
いないということがございました。ただ、対応に苦慮している金融機関という御回答も一部
ございました。

また、大久保様に御協力いただきまして、設立間もない法人へのアンケートということ
も実施させていただきました。こちら法人側の声としましては、設立間もないと謝絶され
るのが当然で、複数の金融機関に申し込んでいるですとか、口座開設までに時間がかかり
過ぎている。こういうお答えをいただいたところでございます。

これを受けまして5ページ目でございます。審査する金融機関と申し込む側のギャップ

があるように見受けられます。一方でFATFの第4次対日審査ということがございまして、ここの実質面での態勢強化が必要と言われておりまして、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等への対策の重要性が増しているという側面がございます。こうしたことを踏まえまして、設立間もない法人については、その銀行口座開設時の審査に際して銀行実務上、どのような書類が要るのか、どのような審査を行うことが実効的かということに関係機関の協力を得ながら引き続き実態調査を行うということで、そういうことを踏まえてまたマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策の趣旨を踏まえた上で、必要な対応を検討していく必要があるのではないかというところでございます。

6ページ、法令用語の問題でございます。実質的支配者というものの、特定法人というものの、こういう法令の定義に従った説明が非常に難解であって、新規設立法人がわかりにくいというところで、わかりやすい周知・広報を行うことが必要ではないかということでございます。こういう検討会でお示しさせていただいたことを踏まえて、参考1、7ページ目で説明が行われているところです。警察庁様にはこのようにご対応いただいているところでございます。8ページ目、参考2として国税庁様でQ&Aとリーフレットを改訂されて、リーフレットのところでフローチャートの部分を追加されて、わかりやすくなるような工夫をされてございます。

私どもからは以上でございます。

○大杉座長 ただいまの説明について自由討議に移ります。5分ほど時間がございしますので、どなたからでも結構です。お願いいたします。

○安達金融庁監督局銀行第一課銀行監督調整官 金融庁でございしますが、1つ明確化させていただきたい点がございまして、5ページ目なのですが、具体策のところ「設立間もない法人については銀行実務上、どのような書類を徴求し、どういった審査を行うことが実効的か等について引き続き実態把握を行うとともに、必要な対応について検討をする」と書いてありまして、実態把握の内容としては、現状どのような書類を徴求しているかということであって、どのような書類を徴求すべきかを検討するということではないと理解しておるのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○大杉座長 その点は事務局と認識にそごなどございますか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 実態把握とその後の必要な対応について検討するということでございますが、今、御指摘いただいた点は、実態把握を踏まえてどのようなことが必要かということを検討するということではないかと考えております。

○安達金融庁監督局銀行第一課銀行監督調整官 実際に設立間もない法人というのは私の

認識としては、なかなか書類がそろわないところが多いのかなと思っておりまして、書類がそろっていないから開設できませんということではなくて、書類がそろわない場合にどのような審査を行うべきか、必要な対応について検討していくということだと理解しております。従って、現状どのような書類を徴求し、どういった審査を行っているのかということを実態把握した上で、では審査というのはどうあるべきか、その必要な対応について検討するということがあるべき姿だと思っておるのですけれども、そこはどのような書類を徴求すべきかということも含めて必要な対応を検討していかなければいけないということなのではないでしょうか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 添付書面ゼロという議論もありますので、書類にこだわっているわけではございませんで、必要な情報なり判断に必要なものとして何が新設間もない法人が出せて、必要な判断をするためにどういう材料を調べればいいのかということではないかと考えております。

○安達金融庁監督局銀行第一課銀行監督調整官 書類がない場合には、どういった審査を行うことが実効的かについて検討していくということでしょうか。あくまでもどういった書類を徴求すべきかという点も含めて、必要な対応を検討していくということになるのでしょうか。

○大杉座長 5 ページの下の方の具体策のところの「書類を徴求し」の部分は、実態把握を今後行うという金融庁さんの理解で正しいですか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 はい。

○安達金融庁監督局銀行第一課銀行監督調整官 そこをもう少し明確にさせていただいたほうがよろしいのかなと思いました。例えばどのような書類を徴求しておりとか、文章の構成が複雑になっていますので、ある程度明確化していただけるといいのかなと思います。

○大杉座長 ありがとうございます。それでは、そのような確認をいたします。

ほかにここまでで特に関係府省の皆様からございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。本検討会の取りまとめ報告書案について、事務局より全体を御説明いただきます。ではよろしくお願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 お手元の資料2「法人設立手順のオンライン・ワンストップ化に向けて（案）」という資料をごらんください。

目次をごらんいただきまして「Ⅰ．はじめに」からⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶという構成

にさせていただきますして、初めに検討の経緯でDoing Businessの話、国内外における手続の電子化の動きの話、特に海外の取り組みも記載させていただいておりますし、デジタル・ガバメント関連の動きを記載させていただいております。

1 ページ目の上の冒頭に書かせていただいておりますけれども、関係省庁と調整中の場所は【カッコ】とさせていただいておりますして、括弧書きの中はまだ調整が済んでいない箇所でございます。

2 ページ、こうしたことを踏まえまして、本検討会を未来投資戦略2017に基づきまして立ち上げたところでございます。

論点が2. でございまして、3 ページ目で記載をされているような手続の数ですとか書面が残っているところ、面前が残っているところがございます。こうした点につきまして検討会で議論を重ねていただきまして、昨年12月に閣議決定された新しい経済政策パッケージにおいて、この枠囲いで記載されていることが閣議決定されました。これを踏まえまして、さらに具体策と実現に向けた工程について成案を得るべく議論を行っていただきました。

Ⅱが電子定款に関する株式会社の原始定款の認証のあり方を含めた合理化でございます。

1. 現行制度と課題、(1) 現行の手続で、法人を設立するのに発起人が署名または記名押印した定款の作成が必要とされておりまして、この設立時のものについては公証人の面前における認証が必要とされている。電子定款をもってオンライン申請をしても発起人は公証人役場に出向き、公証人の面前で定款にある自身の電子署名自認することが求められているところでございます。この面前確認を行うことについて、役場に出頭する手間や日時調整にかかる手間、形式修正にかかる指摘を受けるといった点から、起業者の負担になっているという指摘がございます。一方で設立後の定款変更ですとか合同会社の原始定款については、面前による認証は不要とされております。

欧州の動きといたしまして、ドイツ、ベルギーといった国では引き続き定款認証制度が維持をされてございますけれども、一部不要とする取り組みを行っている国がございまして、オーストリアですとかルクセンブルクというところがございます。オーストリアについては標準定款を採用してございます。

(2) 定款認証が果たしている機能というところで、公証制度とは国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、私的法律関係の明確化、安定化を図ることを目的として、証書の作成により一定の事項を公証人に証明される制度ということで、原始定款をめぐる紛争等を予防されているというものと存じます。

5 ページ、その中で真正性の確認ということで定款の名義人について本人確認を行い、名義人の意思に基づき真正に作成されたものかどうかを確認する。適法性の確認として、会社法などの法令に基づいて定款の記載事項等が違法・無効のものになっていないかを確認するというところがございます。また、公証人による発起人の真意の確認ということについても主張があったところでございます。

2. 具体策と工程というところで、検討会におきましていかなる場合について公証人による認証が必要か、また、面前における認証が必要か否かということについて議論が行われました。

(1) 真正性の担保というところで、電子証明書について実際にパスワード等によりその証明書に係る本人が利用しているかというところの確認される。偽造・なりすましの難易度が高く、高い安全性が担保されていて、電子申請は書面よりも一段高い真正性の実質的な確保が可能だと考えられる。

面前における本人確認について、この安全性の評価はさまざまであるというところがございます。そういったことを受けまして、さらに面前確認による手法で安全性に有意な違いがないという御意見がありましたし、複数の名義人が存在する場合であっても、その全員の面前確認を行っていないというところ。6 ページ目でございますが、代理人による申請が認められていて、それは名義人ではなく代理人の面前確認を行っているということで、ほかのもの、例えば公証遺言の場合は本人による口述が認められているところで、少しここは公証人の認証というものの中でも、面前・双方向のやりとりを必須とする合理性という点について、合理性がないということについて検討会で指摘をされてございます。

(2) 適法性の担保というところございまして、モデル定款というものについて、モデル定款で示された部分については違法・無効となる余地が認められず、自由記載というところは登記官による審査が行われていて、定款の適法性の担保がされているという指摘がございます。この登記官が審査することによる部分ですが、公証人による審査がなくなり、登記官の負担が過剰になり、登記手続が遅滞するという意見がある一方で、機関設計があらかじめ明らかになっていて、審査すべき部分の特定が容易になるということで負担が少なくなるという意見もございました。

こういったことで、モデル定款の設定については、特定のモデルのみ優遇することの合理性を説明することが困難で、慎重に検討する必要があるという意見もありましたが、時間や金が特に貴重な創業時の起業家を支援するという政策的意義があるという意見ですとか、形式調整も含めた起業家の手間が省けるため合理的という意見もございました。モデル定款の作成については、今後、以下のような事項について専門家、実務家の意見を踏まえた検討が必要であるというところでございます。

(3) 真意の確認というところにつきましては、設立形態等の定款の内容が発起人の意思に基づいたものとして、定款の定め反するような行為を防止し、また、不正を抑止しているという意見があって、その効果の程度にはさまざまな評価がございました。しかし、この検討会におきましては、認証をする前の時点で設立後も記載内容どおりに実施することの担保が困難であるということで、これを理由に面前における確認を必須とする合理性は認められないという議論がございました。

(4) は不正な目的の起業抑止でございます。定款認証の機能として不正な目的に基づく起業の抑止が存在するという主張がございました。公証人の面前に立つことで不正の意

図を持った者が心理的に圧迫され、不正行為を抑止されることがあるか否かというところが主に議論をされました。

（例１）が公証人による定款認証時に不正が疑われた事案でございます。これにつきましては心理的圧迫について効果が重要だという意見がある一方で、その効果の有無や程度について疑問視され、初歩的な説明ができない不審者の自主的な辞退ができて、確信犯を面前によって心理的に抑止する効果は限定的である。このため、効果が付随的に生じたとしても、これが本来の制度目的や効果は限定的であるというところでございます。このように評価が分かれているところでございまして、定款認証を担う不正防止を失わせるべきではない、高めるという意見もございましたが、実効性が低いにもかかわらず、多くの善良な起業家を含む全てに対して無差別に面前という手続コストを強いることは妥当ではないという意見がございました。

四角囲いの（例２）は積水ハウス様の事案でございますけれども、偽造パスポートですか、そのなりすましに対して公正証書を出してしまったという事例でございます。こういったことを踏まえまして面前確認については撤廃とか、モデル定款を付した電子定款によって公証人による認証撤廃をすることを記載させていただいております。

Ⅲが法人設立における印鑑届出を任意とする制度の実現でございます。現行制度の課題というところで、押印をして印鑑届出書を登記所に書面で持参または郵送することが求められているものでございます。この電子署名を行い、個人用の電子証明書を添付しなければならないということをしており、押印する必要があるにもかかわらず、別送しないといけなくて設立登記の完全オンライン化が実現できないという要因になっているところでございます。具体策としましては、商業登記電子証明書を利用する場合には、代表者の印鑑の届出を任意とする制度への見直しですとか、商業登記電子証明書の使い勝手の改善というところがございます。

（１）としまして印鑑届出を任意とする制度の実現というところで、今後、商業登記電子証明書を利用する方針については、印鑑の届出を任意とする制度への見直しを実施するところでございます。具体的には申請人の判断によりまして、登記事項電子証明書に関する届出を行う場合は印鑑の届出を必須としないこととするので、会社設立後は印鑑証明書または商業登記電子証明書によって会社代表者の本人確認を行い登記申請を行うこととする。しかしながら、現行の手続におきましては、商業登記電子証明書を取得するための申請書を持参または郵送しないといけないということで、オンラインが認められていないところがございます。こういう手続も全てオンラインで実施できるようにするというところでございます。

10ページ（２）の商業登記電子証明書の使い勝手の改善というところで、①は事務処理の簡素化というところで、電子証明書が１年ごとに更新をされて、パソコンにインストールする必要があるということが言われてございます。

11ページ、②手数料の見直しというところで、１年間で7,900円ということで、これが利

用メリットを上回るために活用が進まないという指摘もございます。この手数料見直しを検討するとさせていただいております。

Ⅳ、法人設立登記の24時間以内の処理の実現と迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化でございます。現行制度の課題というところで、ここが時間がかかっているところでございますし、特に4月や7月が集中しているというお話がございます。

12ページ、具体策と工程というところで、取り組みとしましては補正事件の未然防止というところで申請書情報の作成支援機能の開発ですとか、添付書面情報の事前確認機能といったところでこのことを行いまして、平成31年度末の稼働を目指して必要な準備を進める。こうした取り組みによって平成31年度中にオンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現を目指すさせていただいております。

13ページ、デジタル前提の業務の抜本見直し（今後さらに深掘りするべき事項）というところで、24時間以内の処理の実現に向けては補正事件を原因とするものにとどまらず、事件数に対する登記官の数や処理体制、事件の滞留など、そもそも事件を処理する業務体制にも課題があることが想定されますので、徹底的な電子化を実現して解決していく必要がある部分でございます。

基本的な考えとしまして、現行のプロセスを単に電子に置きかえるのではなくて、電子化を前提に業務全体を見直すアプローチが必要であるというところでございます。

御指摘いただいた課題、対応策というところで、平成30年度からの登記情報システムの更新において業務効率化施策を実施するというところで、システムを利用した審査の効率化、14ページ目でございますけれども、こういう中でホワイトリスト方式を検討すべきというようなところ。審査フローの効率化ですとか添付書面を機械判読可能とすること、地域間の申請件数の偏在の解消というようなところでございます。

15ページ目をごらんください。法人の銀行口座開設手続の改善でございます。現行制度の課題というところで本人確認時の書類といいますか、そういった電子証明書のところですか、先ほど御説明させていただきました口座開設時の審査の話などがございます。

16ページ目、具体策というところで法人の本人特定事項の確認方法の追加というところで、登記情報サービスの閲覧によって法人の本人特定事項の確認を認められることで改善がされ得るのではないかとこのところでございます。

17ページ目、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正を速やかに行っていただき、その確認手法として認めていただくというところでございます。

新規法人の銀行口座の開設時手続については、継続検討とさせていただいております。

Ⅵ、マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供というところで、現行システムと課題というところで、4つの異なる申請システムについて行われていまして、全体像がわかりづらいというところがございます。また、1つでも利用に困難なものがあると、全体から離脱してしまうおそれがあるというところで、初回申請でも利用しやすいユーザーインターフェースを備えたサービスの実現が求められているところでございます。

18ページ、具体策と工程というところで、今後はマイナポータルを活用してワンストップサービスを提供するということでございます。ここをオンライン・ワンストップで完了できるサービスの実現を目指す。これまでの各手続で求めた同一情報は、一度の登録で済むようになるというところでございます。

こちらにつきましては2段階のスケジュールで考えていくというところございまして、平成31年度中にまず登記後の手続をワンストップで完了できるようにするべく開発等を進める。2つ目に、平成32年度中に登記手続を含め、全手続をワンストップで完了できるようにするべく開発等を進めるというところでございます。こういったところで開発を進めるに当たって利用者にとって「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」な仕組みを構築することが重要であるというところで、申請者が利用しやすいユーザーインターフェースを実現するとともに、APIを民間の技術者がなれた最新の方式等とするなど、民間事業者が関連サービスを開発しやすい環境を整えることが必要であるというところでございます。

「おわりに」というところは、本日の御議論を踏まえてどう書くか、座長と御相談をさせていただきたいと思っているところでございます。

私からは以上でございます。

○大杉座長 それでは、事務局の説明を踏まえフリーディスカッションに移りたいと思いますが、議論は項目を区切って、まず先ほどお手元にあります取りまとめ案の8ページのⅢ、印鑑届出を任意とする制度。11ページのⅣ、設立登記の24時間以内の処理及び業務の電子化。15ページのⅤ、法人の銀行口座開設手続の改善。17ページのⅥ、マイナポータルを活用したワンストップサービスの論点について、ここはまとめて議論をして、Ⅱについては後回しにさせていただきたいと思いますので、まずⅢ、8ページ以下の項目、諸論点につきまして御意見がある方は挙手をお願いいたしたく存じます。いかがでしょうか。お願いします。

○根本委員

まず、Ⅲ「法人設立における印鑑届出を任意とする制度の実現」につきまして、様々な事情があることはわからないでもないですが、「デジタルファースト」を実現する観点からは、例えば9ページでは書面申請とオンライン申請が分けて書かれておりますが、今後はオンライン申請が原則であると明記したほうがよいのではないかと。これまでの政府方針と整合性をとる意味では、そのようになるのではないかと。

それから、Ⅳ「オンラインによる法人設立登記の24時間以内の書類の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化」につきまして、24時間以内で登記処理を完了するのは、あくまでも一里塚ですので、この続編があることを明記したほうがよいかと思っております。

Ⅴ「法人の銀行口座開設手続の改善」につきまして、先ほどの議論で申し上げればよか

ったのかもしれませんが、徴求する書類の議論ではなく、その書類で何を確認しているのかという議論をもう一度行う必要がある。この手続もオンラインに乗せると決めていますので、実現に向けた具体策を探っていく必要があるかと思っております。

Ⅵ「マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供」につきまして、恐らく記載ミスだと思うのですが、18ページ下のほうに1、2と書いてある2のところで、「全手続をワンストップで完了」とするだけではなく、「全手続をオンライン・ワンストップで完了」と書かないと前の文章と整合しないので、記載を修正したほうがよいかと思います。

なお、Ⅱ「電子定款に関する株式会社の原始定款の認証の在り方を含めた合理化」には触れませんが、Ⅰ「はじめに」の部分で2度の閣議決定を踏まえて法人設立に関する全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする前提で、その上でどのような課題や具体策があるかをこの検討会で議論していたので、閣議決定の方針に沿った形でできるのか、できないのか。できないのであればその理由を書いたほうが、検討会としてはよいのではないかと思います。

以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。

そろそろ取りまとめのタイミングです。関係府省と調整しつつ、必ずしも委員の皆様のご発言を全面的に実現できるかどうか、まとめる側の人間に私もなっていますが、意見はしっかりきょうこの場で伺おうと思いますので、ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

○宮内委員 これは事務局に対する質問になるかと思います。18ページで32年度中に絵の中のどこまでができるのか必ずしもわからないものの、全手続をワンストップでできるということになるかと思うのですが、一番最初のページに書いてある1ページ、2020年までに3位以内を目指す。これはここの32年度中にできるということではほぼ実現できると今のところ目論んでおられるのか。そのあたりの感触を教えてくださいたいのですが。

○大杉座長 いかがでしょうか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 2020年の時点で3位というのは、実は評価されるタイミングが2020年の2月か3月時点でございます、31年度中にシステムが運用開始しているものは、その時点で評価の対象になってまいります、32年度中ですとその評価には間に合わないことになりますので、そこのところは少し変わってくる部分があるかと思います。ただし、全体的な評価につきましては、ここのところだけで評価されているわけでもございませんし、ランキングというのは相対的な関係でございます、我が国がいかに努力しても、ほかの国の動向によって変わるものですので、最後に書いてあります

1の取り組みは2020年までに反映いただくよう期待をしているところでございますが、その結果どうなるかというのは、現時点では申し上げにくいところでございます。

○宮内委員 かなり目標に近いところまでは行けるという感触だと理解しております。

今後、目指すべきサービス、18ページに書いてあるこれが一応、32年度中に完成することを目指していくという理解でよろしいのでしょうか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 御指摘のとおりでございます。

○大杉座長 ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○大久保委員 Vのところ、法人の銀行口座開設の改善という点です。アンケートにご協力させて頂きました。知っていただきたいのは、起業家にとって口座を開設できないことのダメージです。まず先ほど根本委員からも御指摘がありましたが、書類がそろっているそろっていないではなくて、審査で落ちてしまう。落ちた理由がなぜかわからないのだけれども、落ちるというのが、創業支援の現場ではよくありまして、自分も含めて弊社では創業者の面談、アドバイスを日常的にやっていますが、日本政策公庫、国の銀行の融資の審査が通ったのに銀行で落ちましたというのは珍しくないです。つい最近も目の前でそんなものがありました。落ちてしまったので、違う金融機関に行ってくださいとか、そのようなものが日常的にあるのです。

公的融資で通って、口座で落ちてしまうのは、口座申請を出している側から言うと、ちゃんとした事業ですし、公的融資が通るぐらいなのでそんな変なことをしているわけではないのです。実態がないなんていうこともありませんし、ただ、それがどういうわけか落ちてしまう。過度に審査が厳しくなっているのではないかとというのがあります。もう一つ申し上げたいのが、落とす側からすると分かりにくいのが、起業家からすると結構ダメージが大きいということです。例えば融資の振込先、ちなみに言うと日本政策公庫というのは決済口座はありませんので、融資機能だけ持っているので、どこかの銀行や信金、信組などの決済用の金融機関の口座が要るのです。融資は通っているのだけれども、銀行がないので事業開始が1週間おくれるみたいなこともあるのですが、普通の会社であれば事業開始が1週間おくれるといってもダメージは吸収できるのですけれども、起業家にとっては生きるか死ぬかみたいな話なので、そんなのが現実に私の目の前でも日々起こっていることをお伝えしたいと思います。

起業家がつくれないことによるダメージは皆さんが思っているよりも結構必死な、大変なダメージになるんですよということをお伝えしたいと思います。

VI、マイナポータルのワンストップサービスの提供に関しては、全体的に言うと電子化をぜひ進めていただきたいというのがありますし、個々には電子化が進む、ワンストップ

になると非常にいいなと思うのですが、使い勝手の面に関しては、実際に起業家の立場で1回やってみて頂くと何が困っているかが分かるのかなと思います。

現行のものと、電子化そのものはとてもいいのですが、実際にはかなりの時間と手間がかかります。一度、テスト的に、起業家になりかわって、どれぐらいの時間がかかるものなのと実験すると分かると思います。

多分、時間や資源の無い事業の立ち上げ段階でやるのは負担が大きいというのはわかると思います。

課題は、全体像を把握し、内容に習熟し、PCにインストールし、費用を払う、となると非常に難易度が高いというのがあったりします。

ちゃんと覚えればいいではないかと思うかもしれないですが、例えば毎月あることでしたら習熟する意味は出てくるのですが、基本的には起業は1回きりのことですので、なかなかそうならない、1回だけのことに習熟するという学習コストは結構高くつくということも申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○大杉座長　いかがでしょうか。私が気づいたところだと17ページのちょうど真ん中あたりに先ほど金融庁さんから御指摘いただいた点があって、ここは文面の修正をしないと読みづらい文章になっているかなと思いました。

○川村日本経済再生総合事務局参事官　これは関係省庁に事前に御確認をいただいています、そういった前提のところでございます。括弧書き以外は関係省庁様との関係では基本的には合意しているものだという理解ではございますが、検討会の議論を踏まえて適切な対応をしたいと思っております。

○大杉座長　ほかにいかがでしょうか。関係府省さん、大丈夫でしょうか。

それでは、次に進みまして取りまとめ案の3ページに戻りますけれども、Ⅱの定款認証のあり方を含めた合理化のパートへ進みます。この部分について御意見のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、まず竹下さん。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長　法務省民事局の竹下でございます。

本検討会では9月6日の第1回検討会から今回まで8回にわたり、世界最高水準の法人設立手続実現に向けて御議論いただき、委員の先生方には大変感謝申し上げます。その上で、本検討会において議論の対象となっている電子定款認証の問題について、委員の先生方に法務省の立場をぜひ御理解いただきたいということを申し上げます。

我々は、この法人設立手続の定款認証のオンライン化、そして迅速化に最大限、取り組

んでまいりたいと思っております。定款認証がこの経済活動を支えるインフラとしてしっかりと機能していくために、最善を尽くしていくというふうに考えております。

その上で、今回配付された取りまとめ報告書の事務局案については、その記載ぶりも含め検討会における法務省の立場が十分に反映されておられません。日本弁護士連合会や日本司法書士連合会から意見書が提出されており、また、国会においても自由民主党の経済産業部会長である城内実議員からは、3月20日の国会での質問の中で、「公証人による定款認証や印鑑届出などの手続を廃止しますと、反社会的勢力の隠れ蓑となるダミー会社の粗製乱造が危惧されるほか、実態のない会社が増え、登記制度の信頼そのものを揺るがす事態になりかねません」であるとか、「設立時の最初のチェックというのは非常に重要であります」といった指摘がされております。

また、公明党の濱地雅一議員からも3月9日の国会の質問の中で、「私自身も公証人の前で認証を受けたこともございますし、代理人になったこともございますが、公証人の前にまいりますと緊張もしますし、実際に設立の真意というのも細かく聞かれます。発起人全員がしっかりと、例えば代表者を選ぶ手続を行ったのかといったことも非常に慎重に検討されるわけでございますので、私は大事な制度と思っております」と述べられるなど、社会において定款認証が重要であり、維持すべきであるという意見が強く存在していることを踏まえると、法務省としては事務局案のまま報告書が取りまとめられるということは決してあってはならず、万が一そのようなことになれば、法務省はこの政策の所管省庁として取りまとめられた政策を実施することはできないと申し上げざるを得ません。

このような前提のもとで事務局が作成した報告書案について、主要な点に絞って簡潔に意見を述べさせていただきます。

主な意見の内容の要旨につきましては、本日、事務局を通じてお配りいただきました「とりまとめ報告書案（電子定款認証関係）についての法務省意見」に記載のとおりでございますので、ご覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。この資料についてはきょうの議事次第では配付資料に掲げられていませんが、資料ないし参考資料として掲げていただくようお願い申し上げます。

順を追って説明しますと、ここに記載されていますので簡潔に説明いたしますが、まず一番重要な部分として、順番としては一番最後の部分を最初に持ってくることになってしまっていますが、結論についてというところについて御意見を申し上げます。

定款認証を一部撤廃するという再生事務局案は、会社の不正使用増加を招くものであり、消費者等の第三者の保護や経済のインフラとしての法人の透明性確保の観点から、社会としてそのリスクを許容できないと考えております。そこで、この再生事務局案ではなく、法務省案のとおり公証役場に来なくてもオンラインで面前確認を行うことができるようにするなど、バージョンアップして利用しやすくした上で定款認証を存続するべきであると考えております。

具体的には前々回の検討会で我々から御提案しているところでございますが、迅速な会

社設立を実現するため株式会社の電子定款、委任状等の添付書類も含めて電子署名されているものの認証については、囑託人が希望した場合には24時間以内に行うことであるとか、今、申し上げた定款認証における公証人の面前での手続は、スマートフォン等のデバイスを通じて音声及び画像を双方向でやりとりする手段によって行うことを可能とするというようなことをもって、このバージョンアップを図っていくということを我々から代替的な案として御提案申し上げているところでございます。そして、この取り組みについては本年中に実施していきたいと思っております。

続いて、この報告書でいう一番最初の1（1）のコラムのところでございます。合同会社の欧州における定款認証に関する動向に括弧書きがついている「なお、日本においては」云々というところで合同会社の記載がありますが、この点について意見を申し上げておきますと、日本においては利害関係者の利益保護等を原則として各利害関係者の判断に委ねることとしている会社類型として設けられた合同会社において、定款認証が不要となっておりますので、ルクセンブルクやオーストリアといった欧州の一部における取り組みとの比較においては、これ以上の取り組みが既に実現していると考えられるところでございます。

続いて1（2）の定款認証が果たしている機能についてという部分でございます。この中で「公証人による発起人の真意の確認による設立後の会社法の規定順守の懲罰や不正な会社設立の抑止という機能があるという主張」という部分について、この主張をしているのは日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会でございまして、再生事務局にも意見書が送付されているところと承知しております。このところについて「公証人の関係者から」と事務局案に記載がされておりますが、これは不正確かつ恣意的な表現であると考えておりますので「日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会」と正確に記載すべきであると考えます。

続いて2（1）真正性の担保についての点でございます。この点につきましても先ほどと同様の御指摘になりますが、このブラケットがついている「電子証明書に用いられるICカード」云々という部分でございますが、この指摘は日本弁護士連合会からあったものでございまして、「公証人の関係者から」主張があったという取りまとめ案の記載は不正確かつ恣意的な表現であり、「日本弁護士連合会」と正確に記載すべきであると考えます。

続いて真正性の担保の部分の2（1）の結論部分についてでございます。定款認証の真意の確認機能や不正な目的での起業抑止機能に照らし、電子署名が付された電子定款についても公証人の面前における認証を撤廃すべきではなく、面前確認の方法をスマートフォン等のデバイスを通じて音声及び画像を双方向でやりとりする手段によって、公証役場に出頭せず行うことを可能にするなどして、面前確認手続が担保する機能の本質を維持しつつ、その方法をオンライン化してバージョンアップすることで起業者にとって利便性を高めることとすべきであります。

そこで、事務局案の「したがって、公証人の面前における認証を撤廃できる場合につい

ては、『電子署名が付された電子定款の活用』を条件とする」という部分を削除すべきであると考えます。

続いて、適法性の担保について2（2）の部分でございます。「したがって」という部分でございますが、ここについても機関設計等について多様な選択肢を認める会社法のもとで特定のモデルのみを優遇することの合理性は説明することが困難であり、また、モデル定款は、定款認証が果たしている不正防止等のその他の機能を代替するものでもございませんので、モデル定款によって定款認証を撤廃すべきではありません。そこでこの「公証人の認証が撤廃できる場合については、『適法なモデル定款の採用』を条件とする」という事務局案を削除するべきであると考えます。

なお当然ですが、それに従って同じ部分の「なお、モデル定款の策定に向けた」云々というところも削除すべきだということになります。

続いて2（4）の不正な目的の起業抑止についてでございます。ここについても公証人の関係者からという意見があったという部分でございますが、「不正目的の起業抑止の効果が重要だという意見は」というところです。これは日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会からあったものでございますので、「公証人の関係者から」意見があったとの取りまとめは不正確かつ恣意的な表現であると考えますので「日本司法書士会及び日本司法書士会連合会」と正確に記載すべきであると考えます。

続いて、不正な目的の起業抑止について、2（4）例2の部分でございます。この事案につきましても積水ハウスの参考と引用元が書いてありますが、この引用元で御報告というふうに公表されている部分は、実際の調査の一部が報告されているものであると理解しております。また、この報告書については例えば3月19日付のインターネットの産経新聞の記事を見ますと、調査報告書の公表は概要のみであったことについて報告書を作成した調査対策委員会が、全面的な公表を求めて社側に抗議していたことが分かったというような記事などもございまして、内容がそもそもまだ明らかになっていないところもある段階で、このような公的な文書に記載するのが相当なのかどうかというところがそもそもございます。

また、仮に記載するとしても、紹介されている事案は株式会社を使用した詐欺犯罪や欺罔的な手段による公正証書の取得を行おうとする者の存在を示し、抑止機能を維持して、高めていくことが必要であることを明らかにするものであると考えられますので、タイトルは事務局案のタイトルではなく、むしろ「株式会社を使用した詐欺犯罪や、欺罔的な手段による公正証書の取得を行おうとする者の存在を示す事案」とすべきであると考えます。

以上が法務省からの意見でございます。

○大杉座長 それでは、ほかに御意見ございますでしょうか。では、お願いします。

○原委員 先に事務局に伺いたいのですけれども、この報告書の性格といいますか、誰の

責任でまとめるのでしょうか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 検討会になります。

○原委員 これは検討会の委員の責任の文書で、ただ、関係省庁にも協議をされているということですね。

報告書の中で幾つか両方の意見がありましたといって記載されているところがあって気になったのですが、例えば7ページの一番下のところで前段に面前確認による不正防止機能は維持すべきであって、さらに高めていくべきであるという意見もあったが、一方でそういったことは妥当ではないという指摘が委員から多くなされたという、このスタイルが結構多いのですけれども、前段の意見はどなたが言われたのでしたのでしょうか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 これは委員の方々ではなく、ゲストスピーカーとして来られた方々ですとか法務省から出された意見でございます。

○原委員 それでしたら先ほど法務省さんからも正確にいろいろなことを書いてほしいというお話もありましたけれども、ぜひそこを正確に書いていただきたくて、委員は一致して後段の意見であったと。少なくとも私の記憶している限りでは、発言された委員の方々皆さん後段の意見だったと思いますが、御異存がなければ委員は一致したということを明確にさせていただけたらいいのではないかと思います。

○大杉座長 この点につきまして、ほかに御意見ございませんでしょうか。では、お願いします。

○根本委員 法務省の意見は、スマートフォン等のデバイスを通じて面前認証を実施するというものだと思うのですが、今回の報告書の冒頭にも記載のあるとおり、昨年の2度の閣議決定では法人設立手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにすることが決定事項になっています。デバイスを通じた公証人の面前認証を提案するということは、オンライン・ワンストップでの手続はできないという主張をされていることになるのでしょうか。閣議決定との関連で主張の中身がよくわからない部分があるのですが。

○大杉座長 では、お願いします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 法務省としては、法務省の提案もオンライン・ワンストップに反するものではないと理解しております。まず公証役場に出頭する必要がなくなるという点において、まさにオンラインによる定款認証が実現している

ということだと思いますので、オンラインというのが人とのやりとりを一切なくすという趣旨ではないと理解しておりますので、オンライン化に反するものではないと理解しております。

また、ワンストップという点についても、定款の作成というのはいずれにしても会社を設立するためにはしなければならない行為でございまして、定款を作成し、その適法性及びその段階での設立の適法性を審査するという段階と、その登記の段階というのはまた違った局面でございまして、そういった意味でも定款認証がオンライン化された形で残ったことによっても、ワンストップでないということにはならないのではないかと理解しております。

○根本委員 ただ今の説明が政府全体の解釈と整合していればよいのですが。事務局への質問になりますが、テレビ会議のようなものもオンラインに含まれるというのは、政府の解釈として統一されているのでしょうか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 テレビ会議自身がオンラインであるかないかということについては、デジタル・ガバメントの中では取り組みの例として記載されているものではございます。ではワンストップは何かという点については、どういうものを評価するかというのは議論があるところではないかと思います。

○宮内委員 オンラインがどこまでかというのは難しい点がありますが、例えば携帯電話で連絡するのもオンラインということになるのですか。私のオンラインというイメージからはかなり離れてしまうのですが、いかがでしょうか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 携帯電話をオンラインと言ったことはない。携帯といいますが、携帯電話も普通の電話も変わらないと思いますけれども、電話のやりとりをオンラインと言ったことはない。基本的には一般的にですけれども、インターネット等を活用した手続のことを指すと思われます。

○宮内委員 テレビ電話だったらオンラインかとか、難しい議論になっているような気がするのですが、一般的にオンライン手続の中にインターネットを介したテレビ電話でやりとりするというのを含むというのは大変違和感が強いのですけれども、それは一般論としてスカイプとかそういうものはオンライン手続だと理解するべきだということになるのですか。

○大杉座長 何がオンラインかとか、何がワンストップかというところの言葉の定義を議論し始めると議論がかみ合わないのではないかと考えていまして、もちろん閣議決定でオ

ンラインとかワンストップあるいはデジタルファーストということが既に決まっています。これが議論の大前提ではございますけれども、それを具体的に中身に落とし込んでいくのがこの会議で、法務省さんからも御提案いただいたのですが、ポイントとなるのは形式的にオンライン化するかワンストップ化するというのではなくて、現在やっている業務の内容を因数分解した上で、なるべく電子に整合的、親和的なやり方に再構成する。一度、分解して、また統合して業務プロセスをつくり直すという過程でなるべく起業を容易にする。例えば起業に対するFATF、犯収法などの一定の縛りは当然必要なのですけれども、何をやっても100%ということはありませんので、費用対効果のバランスを見きわめながら合理的な業務手順をつくり直していく。その際に現状の一つ一つのものをそのまま電子に置きかえるのではなくて、全体として費用対効果がすぐれた手順に再構築していくということだろうと私は理解しております。そのような観点から、先ほどの法務省さんの御提案の良し悪しについて評価がなされるべきだと考えています。

いかがでしょうか。お願いいたします。

○宮内委員 最初に御指摘があった点に少し関係があるのですけれども、誰の意見か明確にするということで、6ページを見ていただくと幾つか意見と書いてあるところがございます。3点指摘したいのですが、(2)適法性の担保の3段落目「登記官が審査することとなる」から始まるパラグラフの3行目の後半に、登記官の負担が過剰になる云々という意見があった。これがまず、委員から出た意見ではなさそうだという感じがいたします。

次のパラグラフ【したがって】から始まる場所の5行目の最初のほうに意見とございますけれども、慎重に検討する必要があるというのは委員から出てきた意見かどうか私はかなり疑問を持っていて、これは法務省さんの御意見だったような気がするという点があります。

同じ6ページの一番下の行に「不正な起業を抑止しているとの意見があり」というのも委員から出た意見ではなさそうな気がするので、こういった点について誰からの意見であるかというのをしっかり書いていただきたいと思います。特に単に意見と書いたら普通は委員が言った意見だと考えられると思いますので、委員でないところから出てきた意見はちゃんと区別して判断できるように書き分けていただきたいと思います。

○大杉座長 今の御議論はいかがでしょう。検討会での議論の様子は議事録が毎回作成されて、世間に公表されているので、非常に熱心な方はそこまでさかのぼって見ると出所を知ることができますが、取りまとめというのは枝葉を切り落として幹の部分をつくり出さないといけませんので、今までのやりとりを全てここに残すというわけではありませんが、意見の出どころというのはある程度、明らかにするというのはあり得るかもしれません。この点は事務局のお考えとかございましたら教えていただきたいと思います。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 報告書というか取りまとめは委員の皆様の御了解を得てでき上がるものだと思いますので、そのような御指摘をいただきましたので、最大限反映できるように工夫をしていきたいと思っています。

○大杉座長 では竹下さん。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 1点、補足ですけれども、日本弁護士連合会と日本司法書士会連合会の意見書について、日本弁護士連合会の意見書については検討会でも資料となっておりますので、この検討会において意見があったということかと思っております。また、日本司法書士会連合会についても再生事務局に意見書が送付されていると伺っており、また、公表されているものですので、そちらの点についてもこの検討会に対して意見の申し出があったものであると承知しております。

○大杉座長 取りまとめですとか前提となる審議については、最終的には議事録という形で世間に我々は公正な手続でやっているんだということを説明していくものだと考えております。

お願いいたします。

○根本委員 宮内委員の意見のサポートをいたします。座長がおっしゃるとおり議事録も公開されていますので、過去の議論をさかのぼることはできますが、交換された意見の中で何を報告書に記載するかとは、本検討会の考え方の根幹にかかわる部分だと思います。とりわけ両論が記載される場合、今回のように委員側の意見と大きく分かれる意見が記載される部分については、意見を述べた主体を明記すべきだと私も考えます。

それに加えて、5ページ一番下の段では、私が申し上げたことが鍵括弧つきで調整中になっています。先ほど法務省の説明のようなオンライン・ワンストップの解釈は、宮内委員だけでなく私自身も非常に違和感を覚えますので、私が述べたことを削除することは控えていただくよう希望いたします。

○大杉座長 関委員、お願いします。

○関委員 先ほどの法務省さんの説明資料による説明、反論についてなのですが、定款認証については今まで何度か会合で御議論させていただいてきました。その際にもいろいろ委員からも意見を言い、法務省さんからも反論をいただいていたところなのですが、結局、今までの議論においても、また、きょうの御説明においても、委員側から見て納得のいただけるような反論をいただいていないというのが実態だと思っております、そういう経緯があって今回の事務局案の表現になっていると思います。

本日の反論についても特段新しい、こちらが納得できるような材料を示していただいているわけでもなくて、そういう状況において法務省さんの意見が通らなければ実施できない。そのような報告書の方向では政策を実施できないとおっしゃるところまで言うのがこちらとしては理解できないなと思っていますので、先ほどデジタルファーストの話がありましたけれども、デジタルファーストという前提に立ってぜひ進めていただきたいと思っています。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 我々も委員の先生方に御納得いただけるように最善を尽くしてきたつもりでございますが、委員におかれまして理解いただけないというのは非常に残念だなと思っておりますが、我々は最大限努めてきたところでございます。そして法務省としてその施策を実行できないことについては、定款認証という制度が経済のインフラだけでなく、また第三者の保護にも資するということであり、それを一部撤廃するということが社会としてリスクを許容できない。そして、それを支持する意見も強くあるという中で、そういった方々を守っていく責任を負っている立場にございますので、それは法務省として政策を実行できないことになるというところでございます。

○大杉座長 お願いします。

○原委員 一言だけ。理解いただけなかったのが残念だったということなのですが、私たちこれだけ相当数の委員がいて、それなりの理解能力を持ってお話を聞いてきたつもりですが、全く理解ができなかったということをぜひ重く受けとめていただきたいと思います。

○大杉座長 お願いします。

○村上委員 報告書に入れるか、報告書の別添でも結構なので、見解が相違している部分をきちんと最終報告書に載せていただきたいと思います。一番大きい点は、委員からは再三納得のできる説明を求めたのに対して、法務省からはそういった説明は得られなかったという委員の意見が全員の意見であるということは記録してほしい。

もう一つ、オンライン・ワンストップの考え方も、法務省の考え方は電話を使うのもオンラインであり、手続ごとにワンストップになっていれば全体がワンストップになっていなくてもいいということを今おっしゃったので、それはきちんと残していただきたい。我々はそうではないと考えている。あと、公的個人認証を含む電子的な認証に対して、法務省としては極めてセキュリティーが低いとかリスクがあると考えているということもきちんと残していただい。我々は、電子的な認証は紙の印鑑等に比べて格段にリスクを減らしていると考えている。法務省と委員の考え方の相違を正しく残しておかないと、何が論点で、

何がすれ違ったのかがわからないし、そこが多分、今後具体化していく上での極めて重要な点なのではないかと思います。

また、対面や電話での確認行為を許してしまうと、ほかの省庁も同じことをやり始める恐れがあるので、なんとしても避けたいと思います。

以上です。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長　今、委員全員の御見解としてきちんとした説明がなかったというような趣旨の発言だったと思いますけれども、結論として実際に委員全ての方、今日の議論を踏まえても結論としてどちらを支持するのかということなのか私はわかりませんが、その問題ときちんと説明すら何もなかったというところまで言うのかどうかということについても、委員全員がどう思われているのかというところは、きちんと確認していただきたいと思います。

また、我々は公的個人認証の信用性自体を全く否定しているものではございません。ただ、定款認証という局面においてオンライン化した面前確認を行うべきであると申し上げているところでございます。

○大杉座長　この取りまとめというのは、中身に対して責任を負うのは委員であって、実質的には文章を作文して、委員の間を取り持つのは事務局になるとしても、委員の納得がなければ成果物は出ないという流れかと思いますが、この理解で大丈夫ですか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官　座長の御指摘のとおりでございまして、委員の皆様が納得できないものを、委員に御参加いただいた検討会で、委員の御了解をいただいて報告書になるということはないと思います。ただし、一方で政府が事務局を務めるもので、その中で余りにも政府内で合意がとれないものを一方的にまとめるのも適切ではないというのは承知しておりますので、そのところの記載の工夫は検討して、再度お示ししたいと思います。

○大杉座長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。お願いします。

○村上委員　先ほどの公的個人認証に対しての御意見でお聞きしたいのは、5ページで電子証明書に用いられる、これは商業登記のほうも含めてというお話だと思いますけれども、ここについて極めて危ないと思っているというのは、法務省さんの御意見でいいのですよね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長　ここで述べているのは、危ないとか

客観的に公的個人認証の信頼性が全く低いとかいう話をしているわけではなく、ICカードやパスワードの管理を人がやる以上、それが第三者に譲り渡されたりというリスクはなくなるわけではないわけで、そういう部分を指摘しているところでございます。

○村上委員 リスクは承知しています。リスクがゼロというのはありません。これは結論として、法務省としてはICカードやパスワードは使わないことを主張したいということでよろしいですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 そういうことではありません。ICカードやパスワードでは、電子証明書を使うときには必要なときに使わなければならないものであって、電子定款認証はそもそも電子署名がある定款について行う定款認証でございますので、今回、面前確認手続をオンラインでやるというのも、電子署名が用いられているときという条件でオンライン化した面前手続を行うということでございますので、むしろ積極的に使って評価していくということでございます。

○村上委員 電子証明書はほかのさまざまなオンライン手続でも重要な役割を果たします。ここでこういうリスクがあるから使わないということを使うと、法務省以外のオンライン申請にも大きな影響があるのです。リスクはゼロとは言いませんが、電子証明書は危ないからだめだとかこの文章は言っているわけですね。そういうことをこういう報告書に書いてしまうとほかへの影響も大きい。そもそも政府が進めていることに対して法務省は反対しているのですね。私は第2回ぐらいの検討会でも確認したが、それはどうなのですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 その点につきましては、実際に定款認証実務を担っている専門家の団体である日本弁護士連合会や日本書士会連合会の現場の感覚としては、そういう機能を果たしてきているという感覚に基づいて、そういう実感に基づいて意見書も提出されているところかと思いますが、公証人も前々回来て、またこの不正が疑われた事案ということで紹介させていただいておりますが、確かに立ち去ってしまった後に実際どうだったのかというところまでは確認できないかもしれませんが、不正が疑われた事案というのは確かにございますし、これまでも定款認証によって不正が防止されてきた事案というのが相当数存在しているということは間違いのないと思っております。

○村上委員 公的個人認証は実印相当の証明をするものとして、もっと簡易なものに落としていこうというのが内閣官房などで検討されていることですので、それを公的個人認証でさえ危ないから面前の確認が必要であるとしてしまうと、ほかの重要な手続も全部面前ということになってしまうのです。公証人という1個だけの問題では済まないのです、そのあたりは影響範囲の大きさをきちんと法務省は理解していただきたいと思っております。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 実印相当という点でございますけれども、今の定款認証は、そもそも紙である場合も実印があっても面前が必要という制度から出発しておりますので、実印を電子署名に代替したときに電子署名プラス面前が必要になると言っているわけでは全くございません。

○宮内委員 法務省さんの言っていることはわからないでもないのですが、ここでICカードやパスワードが人手に渡ることが危険だということを書くのは何となく筋違いな感じがするのです。ここは本人の出してきたものだという書面の真正性は言えたとしても、不十分ですよと言いたい文面ではないですか。この文脈というのは。ここでわざわざICカードやパスワードが何とかということを書くことがそもそも不適切だと私は感じております。

この話が出たときに、私はそのときも申し上げましたけれども、リアルタイムに執行処理をするとか、執行しているかどうか必ず確認して受理するとか、そういう処理もやっていて、この危険はものすごく小さくなっているはずですよ。そういうことも考えると、この文脈でこれを書くというのは極めて不適切で、ここからは削除すべきだと私は強く思います。

○村松法務省民事局商事課長 民事局商事課長の村松と申します。きょうから参加させていただきましたけれども、今、御指摘のある部分に関して、私ども商事課も電子署名の本人確認機能は大事なものだということで、運用をこれから進めていきたいと別のところで申し上げております。今の部分は弁護士会の御意見の引用という形でこちらを書かせていただいた部分もございます、確かに表現にどうなのかという部分があるという御指摘は、そうかなという部分もあろうかと思っておりますので、そこは全体そうかと思っておりますけれども、事務局と御相談させていただくということによろしいのではないかと感じております。

○大杉座長 5ページの下から10行目あたりでしょうか。ここの括弧のある部分については、このまま最終的取りまとめにあると若干問題があるかなと座長としては思っていますので、今後の調整の過程で法務省におかれましてはよろしくお願い申し上げます。

ほかにこの点につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。お願いします。

○朽原委員 資料2の7ページ(4)のところで、不正目的の起業を抑止するために必要だという論調がなされていますけれども、かねて議論になっていますのが、そもそも公証人法に不正な目的の起業抑止というものが法的な位置づけをもって期待されているのかどうか。もし公証人法にそういうことが書いてあるのであれば、公証人法の第何条によってこういうことになっていると言っていただけであればいいと思いますし、もし公証人法にそう

いう規定がないのであれば、ここはあくまで私ども委員が主張しているように、下の2つ目のポツにあるように、「定款認証によってこうした効果が付随的に生じたとしても、これが本来の制度目的や効果とは考えられない」というのが我々委員の一致している見解だと思います。

さらに、同じく7ページの下から3行目に、「実効性が低いにもかかわらず、多くの善良な起業家を含む全てに対し、無差別に面前という手続と5万円というコストを強いることは妥当ではないとの指摘が委員から多くなされた」とありますが、我々の主張はこちらが主でございます。8ページの例2が事実でございまして、一方、法務省からも指摘がありましたけれども、7ページ(4)の下例1というのは、あくまで推測でございまして、「不正が疑われた事案」と書いてありますが、これが不正であったということの立証、挙証ができるのかどうか、甚だ疑問であります。正直、疑わしいとは思いますが、これを立証、挙証できないのであれば、推測に基づいて結論を導き出すというのは検討会のあり方としておかしいのではないかと思います。したがって、例1は、全てをカットしてはどうかと思います。あくまで事実に基づいて結論を導き出すべきではないかと思います。これが1点目でございます。

2点目は、2月1日の第6回のときに松井課長から、全国には、公証人が不在で法務局が直接、調査・審査しているところがある、という御説明がありました。11ページに図がありますけれども、法務局にも「調査(審査)」というのがありまして、「申請の実体的・手続的違法性を審査」ということで調査をされております。これは公証人が調査する内容と調査の項目が違うとは言われておられましたが、実際は適法性を調査されているわけでありまして、加えて、公証人が不在の地域は、法務局が直接、調査・審査をされているということでございます。もし不正目的の起業抑止というのが必要ということであれば、不在地域に公証人が100%配置されるように、法務省として促す必要があるのではないのでしょうか。もしそのまま公証人がいない形にしておくのであれば、その地域は不正目的の起業抑止がされてもいいと逆に証明されてしまいますので、一種の行政の不作为になるのではないかと類推されます。もしこういった形で残されるのであれば、不在地域の問題をどう解決していくのか。必ず公証人を配置するというお約束をいただかないと、我々委員としては納得できないということでございます。

○村松法務省民事局商事課長 松井が説明をさせていただいた事項に関して、少し誤解いただいている部分があるかなと思いましたが、補足して御説明いたしますけれども、公証人が不在の地域において、いきなり登記官が公正証書の適法性に関しても調査、審査をするというシステムがとられているという趣旨で申し上げたのではなくて、公証人が不在の地域に関しては法務局で公証人の職務をかわってやるシステムが別途あるということを申し上げてございます。その意味で公証人が不在な地域においては、いわゆる公証人として任命された方ということではなくて、本当に限られた地域ですけれども、法務局のほうで

代替しているところがございます。そこだけ趣旨が、申しわけございません。伝わっていませんように思いましたので、補足いたします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 前半の部分の御質問について竹下からお答えいたします。

まず不正防止の公証人法の根拠でございますけれども、公証人法第26条が根拠でございます。26条においては公証人が法令に違反している事項、無効の法律行為、行為能力の制限によって取り消すこと得べき法律行為について証書を作成することはできないと規定されておりまして、これは証書の認証や定款認証に準用されているところでございます。この規定を根拠に違法な目的の設立行為があるような場合には、当該設立行為が例えば公序良俗に反するというようなことにもなりますので、そういったものについては当然定款認証できないということになります。

2番目に、7ページの例1についてでございますが、これは不正が疑われた事案として紹介しているコラムでございますので、不正が疑われている限りにおいては事実であると思います。その結果、確かにその後どうなったのかというところまで捕捉できているわけではございません。というのは立ち去ったものと、その後、その人はどうなったのかというところはわからないところでございます。ただ、不正が疑われたという限りにおいては事実でございますので、例1の記載は適切であると考えております。

○関委員 今の7ページの例1につきましては、私も削除したほうがいいのではないかと考えていまして、以前、議論したときも御質問をしましたが、その後フォローとかも全然していないということで、一旦は、疑われたかもしれませんけれども、最終的に不正行為の抑止につながったのかどうかさっぱりわからない事例だと思いますので、ここに記載するのはミスリーディングになるのではないかと思います。

○大杉座長 いかがでしょうか。

○宮内委員 今、御説明いただいた公証人法26条ですけれども、違法な行為に関して証書をつくることはできないと書いてありますが、目的が不法かどうかというのとそれは同じとは私は思えないのです。そこに書いてあること自体が違法なものは認証できない。それはそのとおりだと思いますけれども、それが違法な目的を心の中に抱いているものはだめよという意味ではないのではないかと思いますのですが、ここはいかがですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 御指摘のとおり、まさに心の中に抱えていること自体が嘱託を拒否する理由になるわけではございませんが、明確に犯罪の収益に、例えば移転する先として法人を設立しようということが明らかになっているような

場合には、当該設立行為は違法になるということで、内心自体を捉えているということではなく、設立行為自体の適法性を問題にしています。

○宮内委員 まずどういうときに設立行為が違法になると今おっしゃったのですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 例えば犯罪収益の受け皿として株式会社を設立しようとしている場合には、当該設立行為は公序良俗に反して無効なる行為であると解されると思います。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 ぜひそれは具体的にどのような場合にそれを検知してはじくことをお考えなのか、もう少し御説明をいただいたほうが理解が進むのではないかと思います。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 今、言った場合に違法であるということは恐らく誰も争いがないのではないかと思いますのですが、それをどうやって審査するのか。審査方法とか審査権限をどうするのかというのは別途問題があるかなと思うのですが、先ほどの枋原委員の御質問のその根拠は何かという点については、今、言ったようなことで26条を根拠に拒否する場合があるということでございます。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 それは具体的に検知する方法が判明していないが、不正が抑止できるという御主張でしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 方法の話とはまた別の論点で、それはそれでまた議論できるのですが、それはその話ではなかったと思いますので。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 済みません、それは私が質問をしてお答えいただきたいと申し上げたので、それはぜひ御回答をいただければと思いますが。

○宮内委員 26条の解釈について、例えば結果として犯罪の受け皿になったら設立が無効になるとおっしゃったのですか。目的というのは結果としてしか観測できないですね。犯罪の受け皿に結果としてなったということが後で判明したわけです。そうすると、設立自体無効になるとおっしゃっているのでしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 そうではなくて、設立時にそういうことを裏づける事実が判明した場合ということです。後から犯罪行為に使われたということが明らかになれば、それは100%そうだとということになりますが、事前に設立の段階でも

客観的な資料から不正な目的による設立であることが裏づけられる場合というのがあると思います。

○宮内委員 あるというのは可能性として存在し得るということであって、本当にあるのかなという、なかなか現実にはありそうにない事態ではないかと思えますけれども、そのようなレアケースを想定しておっしゃっているということですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 犯罪収益目的で株式会社を設立する事態ということ自体、数としては当然適法の設立のほうが多いわけでございまして、レアケースというのは確かにレアケースであると思います。

○宮内委員 それが明らかになった事例があるということですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 今、具体的にこういうことで判明したということを今、示せるわけではございません。

○宮内委員 何百万件もあって、今のところ1回もそういうことが判明したものはない。そのくらいのレアケースであるということでしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 具体的な調査をしておりませんので。

○宮内委員 いや、その時点で違法な目的であることが明らかだったらだめですよという話をされたと思うのですが、そういう違法な目的であることが明らかだったものが今まで1つもないということですね。公証人から見て。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 それはわかりません。

事務局からの審査方法をどうするのかという点ですが、現在は公証人法施行規則13条において審査権限が定められているところですが、その審査においてどのような事実を聞き取って、どのような確認をするのかという部分にかかってくるのだと思います。この運用を今後さらに強化していくのかどうかというようにどこにかかってくるのかと思います。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 具体的にどのような事実が判明すれば、違法で認められないのかということを想定されているのでしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 例えばこの検討会の議論の中でも犯

収法の議論がありましたけれども、設立される株式会社の実質的支配者であるとか、その属性が誰かというところを確認するようにしていった場合に、こういった不正な目的による会社設立を裏づける重要な事実の1つとなると思います。そういった事実を端緒に、さらに確認を行っていくというような手続があれば、その中で不正な起業が明らかになっていくということになるかと思います。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 実質的支配者が誰だった場合は不正だということに位置づけられるのでしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 例えば犯収法とかFATF等の関係で言えば、国連安全保障理事会で制裁の対象となっている、テロリストになっている、わかりやすい例で言えばそういうことでございます。

○原委員 今のお話を伺っても、不正な目的に基づく起業の抑止が制度目的であるとは全く思えないのですけれども、本当に制度目的なのですか。制度目的なのだったら目的を果たすためにどう制度を組んで、どう実行するのかちゃんと検討されているべきだし、その結果もフォローされているべきだし、何もされていないのですよね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 この点につきまして、まず制度目的かどうか。会社法の30条は公証人による定款認証ということが定款の効力要件にしております、公証人法の中に今、申し上げた26条の適法性担保という機能がございますので、そういった意味において定款認証の制度目的の1つになっていると理解しております。

○原委員 制度目的だったらやっていないのはおかしいではないですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 それについてさらに審査方法を、より不正を探知できるようにどのようにしていったらいいのかということも、我々は検討しているところでございます。

○原委員 それは政府の中でマネー・ローンダリングの防止とかそれは別の法体系があって、そのもとで取り締まりがなされているのですよね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 別の法で取り締まりもなされていると思いますが、公証人は公証人法でやるべきことはやらなければならないということかと思っています。

○原委員 これまでは、もう一回確認ですけれども、制度の目的だったのだけれども、サボってこられたということによろしいのですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 そんなことはございません。今まさにこれまでの議論で真意の確認をしてきたとか、そういうところで起業目的を確認するであるとか、そういうプロセスを通じて不正な起業でないかということも含めて確認する機能が果たされてきたというのが我々の主張でございますので、その効果の程度についてさまざまな議論があったとは承知しておりますが、サボってきたとかそういうことでは全くございません。

○原委員 それが本当に目的なのだとしたら、目的を果たそうという営みがこれまでされてきたとは思えません。前々回だったか、回は忘れましたが、公証人の方々からお話を伺いましたが、そのときにも不正がなされているかどうか。実際に不正な目的での起業を抑止したケース、そうでないケースはどれぐらいあるんですかということをお伺いしましたが、それについても答えはなかったと思いますし、少なくともこれまでの経過として、そういった起業の抑止についてはなされてきていないということなのだと思います。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 その点につきましては、実際に善管忠実義務を担っている専門家の団体である日本弁護士連合会や日本書士会連合会の現場の感覚としては、そういう機能を果たしてきているという感覚に基づいて、そういう実感に基づいて意見書も提出されているところかと思いますが、公証人も前々回来て、またこの不正が疑われた事案ということで紹介させていただいておりますが、確かに立ち去ってしまった後に実際どうだったのかということまでは確認できないかもしれませんが、不正が疑われた事案というのは確かにございますし、これまでも定款認証によって不正が防止されてきた事案というのが相当数存在しているということは間違いのないと思っております。

○原委員 繰り返しののですけれども、それはたまたまそういうケースだと思われるものがあつたかもしれませんということしかこれまでおっしゃってなくて、それは制度の目的ではないのです。どう伺っても。というのが私たちの認識だと思います。

○関委員 以前これを議論したときに、不正の判断基準みたいなものがあるのかという御質問をさせていただいたのですが、その際はそういったものはないというお答えだったように記憶しています。そういう意味で言っても面前から得られる情報で不正を判断するというのがちゃんとした形になっているという印象を受けないのですけれども、制度化されていないのではないのでしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 判断基準という実体的な意味においてどういう場合に不正と考えるのかという点については、それは総合的な考慮になりますので、そこについて明確な基準を設けるのは難しいと思いますが、それを探知する方法であるとかいう点において手続であるとか、どういう場合に探知するのかということをさらに明確にしていくことにより、その探知をより確実にしていく。こういう点についてはさらに取り組んでいかなければいけないと思っています。

○大久保委員 自分で会社を作った経験から言うと、どうやったら登記段階で、見抜けるのだらうと疑問です。

現実には、会社をつくる際にこういう目的をもってこういう会社をつくりますといって書類を出すわけですね。犯罪者は、自分で会社の設立目的は犯罪とは言わないでしょうから、目的のところでは見抜けないでしょう。恐らく、見抜けるとすると1つは名前でしょうね。過去の名前で何らかマッピングするなり、これは犯罪者で有名な人だと。この人が来たので危険性が高いので厳重に聞いていこうみたいな、多分そういう判断の仕方かなと思います。バックグラウンドの方が弁護士であるとか警察の方だったりしますので、顔つきとか、この服装はもしかしたら危ないのではないかみたいなところで、独特のノウハウがあるのかもしれませんが。ただ、現実には言うに犯罪者も目的で犯罪目的ですとは書かないはずなので、見抜けないのではなかろうか。名前でマッピングをかけるとするのであれば、恐らくオンラインで申請をしたとしても、法務省の方が面前確認をしたとしても、そこまで変わりはないのではないかという印象ではあります。

あとは直感的に顔つきで見抜くという凄いスキルがあったとしても、実際のところ代理も認められているし、先ほどのように、そもそも人を配置していないところもあったり、バックグラウンドも色々だと思います。司法関係者でも、犯罪者に接して特有の傾向を見抜くみたいなスキルがある方ばかりではないでしょうから、そういう意味ではムラがあるのではないかと思います。そういう意味から言うと、犯罪を抑止して見破るというのが、非常に想像しにくいです。

アンケートで起業家に聞いたところ、公証人の前でやりとりを、自分で出した方で特段のやりとりがなかったという方が7割ぐらい。それから、形式上の例えば書類の書き方のところで2割ぐらい、細かく聞かれた方も数%いらっしゃったのですが、実はそこまで深いコミュニケーションをしているわけでは無いと思うので、有効に不正な意図を見抜いているのはイメージしにくいです。

○大杉座長 いかがでしょうか。この定款認証に関する論点について、お願いします。

○村上委員 皆さんから出た御意見と同じなのですが、公証人法26条は、会社を設立する際に、会社設立に関する法律に反している場合はそれをチェックするということで

あって、適法に設立された会社が不正を働くかどうかを見抜くことが目的に含まれているとは、26条からは読み取れません。例1に書いてあるのは、適法につくられた会社がある後、不正を働くことを事前に察知したのではなくて、単純に極めて低いレベルで会社設立の手順や書類作成にのっとっていなかった例にすぎないと思います。例1をここに載せると報告書全体の信頼感を損ねると思うので、削除したほうがいいと思います。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 26条から読み取れなかったという点については、読み取れることは先ほど御説明したとおりでございます。

○村上委員 適法に設立された会社が、その後、不正を働くことも見抜くということが26条に書いてあるとおっしゃるのですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 そのような場合は設立が適法でないということになるかと思います。

○村上委員 書類上、全部そろっていても、この会社は不正を働くかもしれないということを見抜くことが、この26条に書かれているということですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 そのような場合には拒否する、そのようなことが判明した場合には定款認証できない。

○村上委員 いつ判明するのですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 定款認証時に審査によって判明した場合には。

○村上委員 書類がそろっていて適法であれば認めるのですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 適法であれば認めます。

○村上委員 その会社が将来、不正を働くということまでを察知することは考えていないですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 書類がそろっていても必ず適法かといえば、適法でない場合はあると思います。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 それは今、御説明した発起人がテロリストであった場合。

○村上委員 そういった場合が具体例としてあったわけですね。具体例を出してくださいと言っても1個も出てこない。

○関委員 前回議論した際に質問をして、そのような事例があったかという質問に対しては、なかったというお答えをいただいたと記憶しております。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 なかったと我々は申し上げたことはないと思います。具体的に例を挙げろと言われても、その調査をしていないので挙げられないということかと思います。

○村上委員 先ほど原さんが言ったとおり、制度目的が不正抑止であれば、調査していない、具体例がわからないというのは答えになっていないですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 まさに今回、明らかになっているのは7ページに書いてある不正が疑われた事案で、疑われた後に実際にこの人たちがどういうことで設立をしようとしていたのかということは、来なくなってしまうのでそれ以上聞くことはできませんが、ただ、この方たちは定款認証の手続においては認証されなかった。すなわち会社設立できなかったということになると思います。

○村上委員 低レベルのものをチェックするのが不正の検知ということですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 レベルが低いか高いかというのは、まさに審査方法をどのようにするのかというところに。

○村上委員 この例は全部レベルが低いではないですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 低いか高いかというのは評価の問題かと思います。

○村上委員 我々は低いと言っているということです。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 先ほど明示的に不正を防止するという観点で発起人がテロリストであったり、実質的支配者が設立時にテロリストであった場合はだめだと

ということなのですが、設立後になった場合はこれでは検知できない。その時点でそう主張されたものを面前で見抜くことで抑止するという手法だということによろしいですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 設立後の部分がよく分からなかったのですが。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 そうですね。設立時は実質的支配者にテロリストがいなかった場合は当然抑止できなくなるということで、その後、移転された場合のようなケース、翌日でも大丈夫なのでしょうけれども、その場合は定款認証の翌日に実質的支配者が変わった場合には、この網からは逃れるということによろしいですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 設立後に株式が譲渡されて株式所有者が変わったとか、そういうことをおっしゃっているのだと思いますが、定款認証によっては設立後に株式が譲渡されたりする場合について捕捉できないというのは、そうだと思います。

○村上委員 テロリストというのはかなり極端な例ですけども、ということは、公証人は毎回ブラックリストをチェックして、そこに載っていないかどうかを確認した上で、会社設立を認めるという行為を、全員が毎回しているということによろしいですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 現在はそこまで行っていませんが、今後不正を防止するために、そういった取り組みも行っていくことを検討しているところでございます。

○村上委員 今どうやってチェックしているのですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 今は面前での確認のときに、これまで申し上げた真正性なりで。

○村上委員 だって、私はテロリストとですと胸に貼っている人が、いるわけないではないですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 現在は明示的に名前で何かチェックリストで照合するといったことは行っておりません。

○村上委員 何もしていないということですね。見た感じで決めているというだけという

ことですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 そうではなくて、不正な目的の起業抑止をどういう形でされてきたのかということは、まさにこれまで御説明してきたとおりでございます。

○村上委員 それが説明になっていないから詳しく聞いているのです。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 その1つには起業目的と起業の真意を確認する際に、まず心理的な抑止力がある。

○村上委員 だから心理的抑止力をもっと具体的に、こんなふうにやって、こういう効果が出たと皆さん言ってくださいとずっとお願いしているのです。同じ言葉の繰り返しではないですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 心理的抑止力があるということについては、まさに定款認証実務を担っている方々も。

○村上委員 もういいです。

○大杉座長 ちょっと雰囲気荒れてきましたけれども、今まで御発言なさっていない方で御発言をという方がいらっしゃれば確認しておいたほうがいいかなと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

大体中身的に議論は尽き、また、そろそろ時間となっておりますので、本日の議論はこれまでとさせていただきますと存じます。

本日の議論におきまして、関係府省の合意が得られていない箇所が残っていると認識しておりますし、また、委員の意思、意見についても確認が必要であろうかと思いますが、事務局におかれましては関係府省との調整及び委員の意見の確認を進めていただきたくお願い申し上げます。

本検討会の取りまとめについては、最終的な取りまとめ案を事務局から委員の皆様に丁寧に御説明させていただくということがこの後、行われますので、その前提で座長一任ということで委員の皆様方におかれて御異議ございませんでしょうか。お願いします。

○朽原委員 冒頭に根本委員が言われたように、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けてミッションを与えられたので、どういう手段でできるかということを前提に議論を進めてきたということでありまして、とにかく議論の中で対立構造になってディスカ

ッションが進むのですけれども、誤解していただきたいのは、私どもは公証人という制度をなくせと言ったことは一度もありません。これから土地の登記だったり、高齢者が増えて遺言が増えたりといったいろいろな問題が出てきますので、公証役場の機能がますます重要になってくる時代が目の前に来ているわけであります。公証役場の機能を強化する話とは別に、法人手続のオンライン・ワンストップ化の方向性の中で、面前確認をどうするかということに絞って、我々は議論しているわけですので、公証役場をなくせというふうにも誤解して受け取られている方がいるのであれば、その誤解はないようお願いしたいということでございます。

○大杉座長　ありがとうございます。

委員の側では少なくとも誤解は全くないと思いますし、これまでの議論を通じてこちら側、委員のほうの意見は大筋では一致しているのではないかと私は思っておりますが、文書として取りまとめる必要がございますので、繰り返しになりますが、関係省庁との調整を事務局にお願いし、また、事務局から委員の方それぞれに説明させていただくことを行った上で、ディテールの詰めにつきまして座長の一任をいただきたく存じますが、委員の皆様方それでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○大杉座長　ありがとうございます。

これまで8回この検討会の会合を進めてまいりまして、起業を促進する、ビジネスを興すことをやりやすくするために現在の設立時の制度を見直すことにつきまして、法人設立手続のオンライン化ですとかワンストップ化につきまして関係府省の方々にお願いいただき、ここまで進めてまいりました。一部ペンディングになっておりますけれども、本日お示ししました取りまとめ案というところまでたどり着いたことにつきまして、この場を借りて座長として関係府省の皆様に厚くお礼を申し上げたいと思います。

この後は、そのペンディング部分について宿題をいただいていますし、また、本日の取りまとめそのものには大きな異論がなかった部分に関しましても、それを実行段階に落とし込んでいく上では再びまた関係府省に御面倒といいますか、お手数をいただくことになろうかと思いますが、この場で引き続きの御協力をお願いいたしたく存じます。

以上、大変皆様に感謝しております。ありがとうございました。私からの挨拶は以上となります。

それでは、事務局に議事進行をお返しいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官　大杉座長、ありがとうございました。委員の皆様も長時間、長きにわたり御協力をいただきましてありがとうございました。

今回の検討会、私ども事務局の不手際で最終とりまとめのお示ししたもののから相当程度

また修正した案をお示しして、お諮りをさせていただくことになりまして、まことに申しわけございません。いずれにせよ先ほど座長から御指示賜りましたように、関係省庁と委員の皆様と丁寧に御説明をさせていただいて、最終案に持っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事につきましても後日、議事要旨を公開させていただきたいと思います。それに先立ちまして各発言部分について確認をお願いいたしますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

恐縮ではございますが、議事要旨を公表するまでの間は、みずからの御発言以外の部分については対外的に公表をお控えいただくようお願いをいたします。

以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。